

中世曹洞宗切紙の分類試論（二十二）

——神仏習合関係を中心として——

石川力山

一 はじめに

インド成立の仏教信仰が日本という歴史的にも文化史的にも著るしくその背景を異にする土壌の中に定着するためには、「神仏習合」「神仏混交」「本地垂迹」と呼ばれるような、異文化を融合調和させる論理が必要であったことは容易に察せられる。仏教というある種の世界性普遍性を有し得るまでに教理的にも発達した宗教信仰が、地域的・風土的・民族的意味で固有な文化を形成してきた日本の古代社会で受け容れられるための条件としては、必然的なものであったとも言える。それはまた、仏教の伝播過程に限られる特異な現象であったわけではなく、文化伝播の際の極めて常識的な選択肢の一つであった⁽¹⁾。

このように、神仏習合の思潮が古代日本における仏教伝来の頭初から見られる傾向で、歴史的にはある時期に、「反本

地垂迹説」として「神本仏迹」という反論の教説がなされたことがあった事実は動かせないし、また、明治の維新政府により断行された「神仏判然令」という人為的な政策の結果としての神仏分離という事態もあったことも事実であるが、後者の場合は別として、「神本仏迹説」も含めて、神仏の密接不離な関係は、日本仏教の歴史的経過の中で、ある意味で宿命とも言える指導原理として長く機能してきた事実もやはり見逃せない⁽²⁾。

このような、日本仏教がすでにその伝来当初より有していた性格は、仏教が広く民衆社会のすみずみにまで受容される中世期において、その機能が最も有効に発揮された。ただし、禅宗の場合で言えば、こうした状況が鎌倉期における本格的な中国禅の導入のはじめから存したわけではなく、鎌倉期も過ぎて、神仏習合に対する機運が僧俗の別なく受容されていく室町期を通じて、徐々に醸成されていったものであるが、

中世末期には確実に定着した思潮であったことは事実であり、そうした意味では、日本仏教が本質的に内包していた性格を越え得るものではなかったと言つてよい。例えば、臨済宗の場合でいえば、永祿九年(一五六六)に成立したといわれる『諸回向清規』によれば、卷一の「逐日看経」の回向文は、

仏恩広大法力宏深、天道昭昭神功浩浩、

仰冀仏天、俯垂昭鑑、

上来看誦経咒消災妙吉祥神呪満散、諷誦大仏頂万行首楞嚴神呪所集功德、回向真如實際常住三宝果海聖賢、祝献本師釈迦如来、東方薬師瑠璃光如来、西方無量寿如来、須弥燈王如来、(中略)日月両宮天子、天界大小明霊、今年歳分主執陰陽権衡造化賞善罰惡一切聡明、般若会上十六善神、南方火徳星君火部聖衆、某支干当生本命元辰福祿寿星法眷俗類、当年星斗、日本国伊勢太神宮、八幡大菩薩、賀茂下上大明神、松尾大明神、平野大明神、稻荷大明神、春日大明神、日吉山王、祇園牛頭天王、熊野三所大明神、愛宕大権現、北野天満大自在天神、御霊八所大明神、今宮大明神、総日本国内大少福徳一切神祇、尽祈禱会上無辺霊呪憑茲善利普用回蔽、先願、皇風永扇仏日増輝、国土昇平干戈不起、専祈某支干身宮康寧袈袞堅固無災無難、惟吉惟康魔障不侵吉祥如意、更祈、居処鎮静僧衆威安、火盜潜消諸縁吉利、上報四恩下資三有、法界含情同円種智、十方三世一切諸仏、諸尊菩薩云云、

(大正蔵八十一、六二七〜八頁)

というものであり、こうした祈禱回向には殆んど例外なく、

天部をはじめとして、日本国内諸州のあらゆる神祇が勧請されるのが通例である。曹洞宗の場合はさらに顯著で天神地祇に接近する時期も、すでに南北朝期以前にその端緒を見出すことができる。

すなわち、道元下三世の瑩山紹瑾(一二六八〜一三二五)は、叢林生活の基準となる『瑩山清規』を撰述するが、これに先行する『能州洞谷山永光禪寺行事次序』の「稔中行事」正月一日の祝聖の傍には、

山門伏以、元正啓作、歳倍山門光輝、万物咸新、日賀皇道太平、江湖合鬪、山林蒔塩、五穀為之豊熟、六味為之調和、誠哉、一人有慶、非民有頼、陰徳被于冥顯、南山恵厚、陽報賦于風雨、北獄覆遠、上自梵釈四王竜天八部、中日本国大小神祇、当境諸神合堂真宰、本寺檀那、云云、

(『曹全』宗源下、六六九〜七〇頁)

とあり、またその疏にも、

南閻浮提大日本国北陸道能登国賀島郡酒井保洞谷山永光禪寺開闢釈迦牟尼仏五十四世伝法沙門紹謹等、

今遇三朝佳節、恭奉為祝延寿、三箇日際、率現前大衆、就覚皇宝殿上調誦、当途王経三卷、以修正満散者、

右所進鴻福、祝献日本開闢天照太神、天神七代、地神五代、人皇九十六代今上皇帝本命元辰、当年属星七曜九曜二十八宿、王城鎮守諸大明神、五畿七道大小神祇、仏法大統領白山妙理権現、当道前後鎮守両社大菩薩、当郡当保諸社、当山土地、当山竜王、今年歳分主執陰陽権衡造化善惡聡明、南方火徳火部星衆、護伽藍神一十八所、当国一宮氣多大菩薩部類眷属、招宝七郎大権修

利菩薩部類眷屬、多門天、迦羅天、打給青面使者、隨逐白衣天子、旧鎮守稻荷大明神、新羅擁護八幡大菩薩、殊勲回向本寺檀那、諸堂檀越、捨田諸檀、結縁道俗、合山清衆、本命元辰、當年屬星、增加威光、円満佳徳、所冀、聖壽無疆、椿松秀難老質、皇徳有普、海獄被不殘恵、普天得風雨調適、率士全豊饒慶祐、仏日増輝、法輪常転、伽藍土地、護法要人、謹疏、

陛下容約

謹疏

柄鑿三宝

元亨四年（一二三四）正月初三日、洞谷、紹謹等謹白

（同右、六七〇頁）

とあるように、すでに『諸回向清規』に見られる護法諸天や陰陽道の諸神、星宿、日本国内六十余州三千余座の天神地祇、土地護伽藍神がすべて勧請されるのである。

このように、日本国内の諸神を勧請する例は、大般若祈禱などをはじめとする祈禱諷経の回向文や疏に共通して見られる所で、それは一見形式的とも思われるが、中世における曹洞宗の地方展開の実態を考える時、決して形式に止まるものではない体質的・本質的なものであった。この大般若祈禱関侵の切紙についてはすでに前稿において紹介した³⁾。

切紙資料に見られる神仏習合思潮にかかわる事例は、内容に見られる記載までを含めると枚挙にいとまがないほどの分量になるので、この稿で扱う「神仏習合関係切紙」は、直接この課題を内容とする「白山妙理大権現」関係の切紙、および

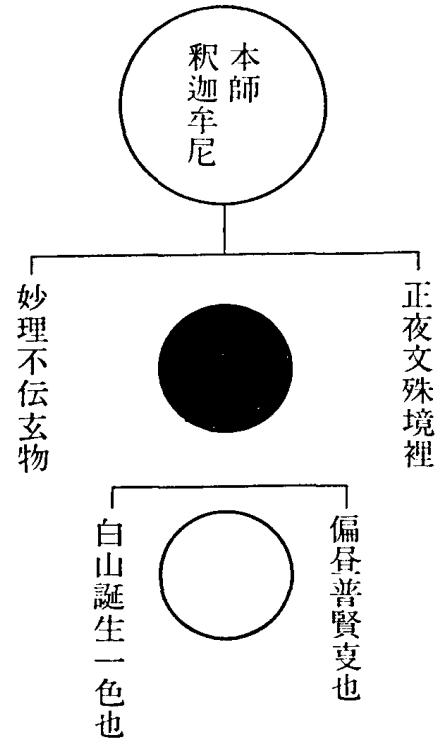
び伽藍守護の神としての大権修理菩薩を曹洞宗の総鎮守として勧請する経緯に関する「帰朝本則」関係の切紙、さらに「住吉明神五箇条託宣」、その他のさまざまな神仏交渉関係切紙であるが、これらの中にはすでに別の分類項目の中に入れて紹介済みのものもあり、ここではなるべく重複を避けて未紹介のものを掲げることにする。

二 「白山妙理大権現」関係切紙

道元派下の曹洞宗の修道者の行履物の中に、「竜天護法善神・白山妙理大権現」の二神を二行書にして軸装にしたものを所持し、修道上の身心堅固と福慧の増長を祈禱する護符があり、これについてはすでに触れたことがあるので再説しない⁵⁾。ただし、これまでに紹介したものは多少図の異なる切紙が、駒沢大学図書館所蔵、寛永頃書写の『室中切紙騰写』その他の資料の中に見出されるので、前稿を補う意味で、まずその白山関係の切紙を取りあげる。

白山妙現大権現切紙

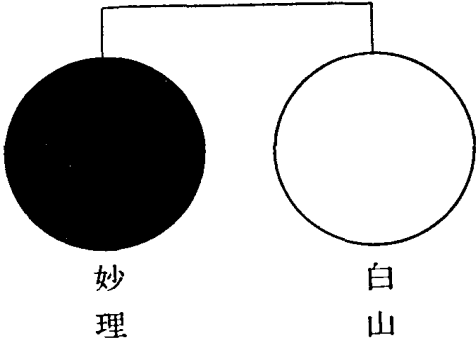
白山トハ誕生一色、妙理ハ不伝玄物也、不伝玄物ハ不露也、亦主ノ亶々、大権現ハ空劫已前ヨリ今時エ却来也、唯仏与仏ハ至覚本覚之亶也、乃能窮尽ハ畢竟始本不二之处也、猶口伝在之、



從天童如淨道元和尚法伝

嫡々相承而今到光紹 花押

また次に、神奈川県香林寺所蔵、元和四年(一六一八)驚道所伝の、「参」を含む白山関係の「鎮守之切紙」も次に掲げておく。



(端裏) 鎮守之切紙

天竜山如淨和尚道元和尚付与

師云、白山ヲ云エ、学代云、一色ニ頭ガ白山デ走、師云、妙理ヲ言エ、学代云、妙理ワ不白之処テ走、師云、大権現ヲ、代云、生ニ在ル死、爰ハカリノ宿デ走、師云、著語ヲ、代云、西脚踏天、師云、其ノ句ヲ生ニ用ルカ死ニ用ルカ、代云、生ズル時キモ倒ニ死スル時キモ、合竜ヲバ倒ニ攪出ス物デ走、

心得ワ、白ノ処ニワケカレノ沙汰ガ走、諷テ妙之処ニ到テ汚穢間ノサタハ走ヌゾ、

千時元和四戊午年(一六一八) 極月吉日

沙門鸞道判

(神奈川県香林寺所蔵)

この「白山妙理大権現」とは、北陸の代表的靈山である白山御前峰の本地である十一面觀の垂迹神であり、道元が越前に転居して永平寺を建立して以来、曹洞宗教団との関係が生じ、特にその三世の孫瑩山紹瑾をはじめとして、教団が加賀から能登地方にかけて展開したために、在地の間に根強く伝承されていた鎮守神としてその関係が密接なものとなり、さまざま説話的な伝承も成立するようになる。

たとえば、道元は中国留学の目的を達成して日本に帰ろうとしたが、その帰国前夜に急いで『碧巖録』を書写しようとしたが、その時この「白山妙理大権現」が出現してこれを助筆したというのである。その時に書写された『碧巖録』と伝えられるものが加賀大乘寺に伝えられており、『一夜碧巖』と通称されるが、テキストとしても貴重な一本とされている。

ところで、この説話の古形は、古本の『建擲記』によれば助筆をしたのは白山妙理権現ではなく、中国阿育王山の護法神の「大権修理菩薩」であったとされている。この大権修理菩薩も曹洞宗では、道元の帰国の途次における船中の出来事

を通して、宗門伽藍の守護神になったと伝えており、これに関わる切紙も多い。

三 「帰朝本則」関係切紙

道元は、帰国に際して船中で大雪に遭遇し、その時も化神が出現して守護を誓ったという説話があり、これを切紙にしたものが多く伝えられている。ここではその主なものの中から、神奈川県香林寺所蔵、永禄十三年(一五七〇)宗禅所伝「皈朝本則之参」、天正八年(一五八〇)同寺中興葉山所伝「道元皈朝本則」、慶長十五年(一六一〇)理琴文察(一六一二)より長村に伝えられた、最乗寺系安叟派の「皈朝之本則参禅」の各切紙を次に紹介しておく。

(端裏) 皈朝本則之参

天雪大降タルキヲ、云、和尚ノ心ヲヒキ見ウ為テソウ、護法神ト成リ様ヲ、即今修証ナニ因テ、沙門ノ仏法ヲ守護ノ走、護法神ト成レ、一切ノ義憶念成就ス、又、天雪大降タルキヲ良久ノ云、マツコタガ漫々タル大虚仏法ノ田地テ走、三寸ノ白蛇ト成様ヲ、縮則方寸ノ中、亦一様ヲ、展則遍沙界、畢竟ヲ、大坐禪、

永禄十三庚午年(一五七〇)八月四日

宗禅(花押)

(神奈川県香林寺所蔵)

(端裏) 道元皈朝本則

初祖道元禪師覽、入宋伝法皈朝時、於西海船中、天雪大降、有俄化神、謹現師前、師問云、汝是什麼神、答云、我是護法善神也、号称大宋国祠山正順昭顯威德聖列大帝招室七郎大権修利菩薩、伝燈法斎權護灵神也、和尚已伝曹洞無上正(法脱カ)、今皈本国、我為守護祖門仏法、相隨来也、師觀喜而言、若然者、現小神容、納受吾袈裟囊中、即時神滅成三寸白蛇、而入囊中、船中衆人皆驚耳目、信感無窮、自尔以来、於日本寺院、建立処々、称崇土地神、又会初祖伝戒之二十二社、分付吾朝天地便是護法竜天善神、天大感応、児孫繁栄処、灵驗矣、

古徳看経之法要云、於看経時、外人不寵受、不冤増(憎カ)、内心不レ思善、不レ思悪、十二時中須具看経眼、看経意但能如是、上報四恩、下資三有、誠此如是人者、一期間可三天冥慮竜天恩助云々

皆天正八季庚辰(一五八〇)初夏念八日

香林中興現住葉川

(師奈川県香林寺所蔵)

(端裏)

安叟派

林□九拜

皈朝之本則参禅

天雪大ニ降タルキヲ云へ、代、和尚ノ心ヲ引キ見ヨウ為テ走、師云、護法神ト成リヨウヲ、即今修証ナニ依テ、沙門ノ仏法ヲ守護ノ走、護法神トナレ、一切ノ義憶念成就ソ、又天雪大降タルキヲ、良久云、マツ爰ガ漫々タル大虚仏法ノ田地テ走、三寸ノ白蛇ト成ヨウヲ、縮則ンバ方寸ノ内、亦一様有リ、我為法王於法自在、二十二社ト現ジヨウヲ、展ル則ンバ遍沙界、畢竟

ヲ、大坐禪、

千時慶長十五庚戌年(一六一〇)霜月二日

付与長村

理琴察(花押)

(神奈川県香林寺所蔵)

この化神は「道元皈朝本則」に「大宋国祠山正順昭顕威徳聖列大帝招宝七郎大権修利菩薩」という具名が記されているように、伽藍護持の神とされる「大権修利菩薩」であるが、これが日本では白山妙理大権現として化現するという伝承もあり、『一夜碧巖』助筆の話もこれに基づく。

この神は「三寸の白蛇」となつて道元の袈裟袋の中に入つたとされ、さらにこれが日本の二十二社に現ずるとされ、これを切紙の標題としたものもある。駒沢大学図書館所蔵『室中切紙騰写』に含まれる「白蛇切紙」がそれであるが、前半はほぼ同文なので、異なる部分だけを次に掲げておく。

ハ白蛇切紙 帰朝本則

(前半略)

本朝古書曰、二十二社喜喜哉、所々定十六社、所謂伊勢、石清、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原、天神、地立、石上、大和、広瀬、竜田、住吉、丹生、貴布祢、中其后代々聖主、吉田、梅宮、祇園、北野、日吉等号二十二社、然則永平開山伝法后有巡礼神林看経、云云、

永平永明叟 花押

切紙資料類では曹洞宗門の僧は、日本国中の諸神をまつた各社を同時に崇めなければならぬとされるが、その根拠は、道元による伝戒の因縁によるとされるのである。その中でも畿内を中心とする「二十二社」関係の切紙が存したらしいことは、右に掲げた切紙類中より推測されるが、岐阜県竜泰寺所蔵の『仏家一大事話』という切紙の参話集成に収録されている「廿一社巡礼参」によれば、

△廿一社巡禪参、師云、参禪了レハ仏祖ノ列ニ入ルカ、何ニトテ神ヲハ礼拝シタソ、亦云、仏法擁護ノ沙門カ何トテ神ヲハ礼スルソ、云、西天テハ仏、唐土デハ祖、日本テハ神ヲ礼スルカ順テ走、師云、上七社、中七社、下七社ト云タソ、云、上七社ハ仏法ヲ守リ、中七社ハ子孫ヲバ繁図ノ為、下七社ハ此器ヲ全カラシメン為テ走、師云、生得、廿二社テアルヲ何ニトテ廿一社ニハ祝タソ、云、一念ノト皈首セシメンカ為テ走、師云、竜天ノ看経ニ何ント諸咒ヲバ誦スルソ、云、諸仏竜天同一体テ走、

とあり、神仏が互いに相乖かない、むしろ神が仏法守護の役割を果す存在として位置付けられる論理が展開される。ここでいう二十一社とは、宮城鎮護の神と定められ奉幣されて、中世を通じて常に諸社の首班に列した二十二社から、大和生駒の竜田社を除いた数え方で、いずれも五畿内及び伊勢に存する。この二十一社を仏教者として修行する者が信仰礼拝す

る理由を、自問自答の形で解釈会通したもので、二十一社巡礼がすすめ行なわれていたことを前提とする。「二十一社巡礼次第」という切紙が存したことも知られている。その会通の仕方は、インドでは仏、中国では祖、日本は神というように、それぞれの国で信仰される対象の名称の違いに過ぎないという簡単なものであるが、これを七社ずつ三類に分けたものについて、各類の機能を、仏法を守り、子孫を繁栄させ、自己の身体を守護するというように規定し分担せしめるといふ、積極的な意義付けもなされている。

さらにまた曹洞宗の総鎮守としての大権修理菩薩の位置付は、実は道元の帰国途次における化現をもってその最初とするのではなく、すでに在宋中に如浄よりその口訣を授けていたとすることが、切紙伝承の立場であり、それが通称「廿日皈参」と呼ばれるものである。次にこの種のものの中から、石川県永光寺所蔵、中世末頃書写、在中派信汲所伝の「曹洞鎮守参禅」(仮題)と、神奈川県香林寺所蔵、寛永十五年(一六三八)香林寺十三世大休義山(一六九〇)所伝の「鎮守貴裡紙」の二種を紹介しておく。

〔曹洞鎮守参禅〕

天童如浄禅師云、曹洞鎮守有参禅、未了人者、洞上不爲道師、道元明州津追御皈朝催ガ、亦天童山皈廿日在居ッテ此話ヲ参得在ル故ニ廿日皈ノ参ト号ス、師云、鎮守参ヲ、代云、

中世曹洞宗切紙の分類試論(二十二) (石川)

一円空テ走ウ、師云、其主ヲ、代云、急度良久、師云、当人ナラバ説破ヲ、代云、ドノ諸仏三宝四生凡夫共ニ從空出テ円ニ皈シタトミレバ、汚穢不浄ワ走ヌ、心ワ、先ツ神ハ死人ノ処ニ行ケバ、七十五日不参詣、其内ニ神ニ参ズレバ、大地七尺烈破スルト云、在ルガ、葬送ノ場ヨリモ参ルト云ワ、此参ガ眼コナリ、玄闕社頭前テ端的ノ眼ガ肝要テヨリヤル、

在中派信汲和尚伝授後参也、

(石川県永光寺所蔵)

(端裏) 鎮守貴裡紙

天童如浄禅師云、曹洞宗鎮守ニ参ニ、参禅未了人、洞山不爲導師、道元、明州津ヨリ御皈り有ル、亦天童山廿日御皈リ在ッテ此話参禅在ル故エニ、廿日皈リノ参ト号スル也、○人ヲ葬而七十五日神エ不参バ、大地七尺烈破也、故此参ヲ参得ノ其場ヨリ参ル也、日参ニモ可念之、師云、鎮守建立羊ヲ、○代、此ノ円相ヲ作ス、師云、其主ヲ、代云、良久、師云、当人説破ヲ、代、諸神諸仏三宝共從円出皈円タト見レバ、汚穢不浄ハ走ヌ、師云、人ヲ引導シテ参ル羊ヲ、代、クルリノト廻テ走、師云、句ヲ、代、出円通亦入円通、師云、説破ヲ、代、諸仏諸神モ從円出亦円皈シタト見レバ、汚穢不浄ワ走ヌ、于時寛永拾五戌子年(一六三八)霜月吉辰

総寧寺勝国尊和尚

永平道元和尚領守之参大夏

大樹派 香林十三代

伝附義山叟

(神奈川県香林寺所蔵)

この如浄より受けた参得の内容に合致する神が、道元の帰国の船中で出現するという説話を伝えるのが、長野県竜洞院所蔵、七世補月寅佐 (一七〇四) 所伝の「鎮守参同勧請切紙」で、ここでは臨济や仰山の語まで引用され、船中のものでと推測される道元と神との問答も記載されている。

(端裏) 鎮守参同勧請切紙

天童景德如浄禅师云、曹洞宗鎮守詣有参禅、未了人洞上不_レ可_レ為_レ導師者也、大仏道元和尚帰朝時、到_レ明州津、追路次問者井日地也、從_レ其立飯到天童山、留_レ井日、参得此話畢、故云井日飯之参也、引云、臨济云、向_レ逆順中、員人、昔仰山座前、從_レ空中羅漢下右方行云、是什麼、仰山成_レ十字、示、羅漢左方行云、是什麼、山成_レ円相、羅漢云、西天逢_レ大釈迦、今日逢_レ小釈迦、謂_レ登_レ空、亦書_レ十字成_レ円相、⊕是也、則逆順縦横無碍自在謂_レ之也、

道元和尚鎮守勧請之時空中有_レ声、日本神国也、為_レ什麼、竟神、元曰、雖_レ有_レ扇子不_レ弄風不_レ来、依_レ是鎮守移_レ之、有_レ参禅、如委悉参徹始得、云云、此儀於尺未来際護此垂戒、莫令断絶、云云

長源十五世風庵竜老納在判

皆承応三年 (一六五七) 二月吉辰 附授輔月佐禅和子

前総持東昌八世観心察和尚 (花押)

(長野県竜洞院所蔵)

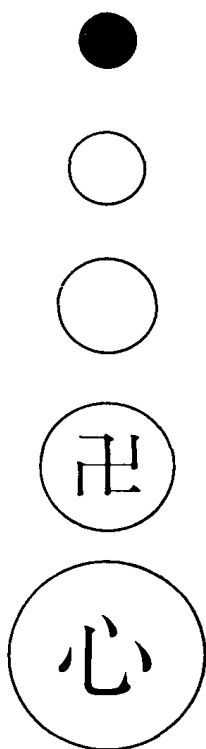
この切紙では、末尾に、日本はもともと神国であるとし

て、この外に別に鎮守神を求めることの意味が追求され、これに対しては扇子があってもこれを使用しなければ風のはたらきをなさないのと同じであるとする、禅特有のレトリックによってつじつまを合わせる。

この外に汾州無業の「莫妄想」(『景德伝燈録』卷八)の語をもつて鎮守の口訣とする切紙が駒沢大学図書館所蔵『室内切紙騰写』に見られるので、これも掲げておく。

鎮守切紙

無業和尚曰、莫忘相、万法実相見凡夫妄相、万法皆是無常見小乘妄相、万法上常見断見、外道妄相、如幻即空見、円覚妄相中道実相、悟菩薩妄相、教外別伝見禅魔之妄相、此外皆莫忘相見亦是忘相故、忘相故一生道、莫妄相是、



逆順縦横無碍自在心、円通大虚、三界唯一心、一円空也、師云、神之前饒堂ノ、順ニ廻テ走、師云、諸仏如来前逆廻テ走、仏心宗デハ地獄ト出デテ順タゾ、逆廻則_レ□来ト返ス、畢竟一円空一也、

天地同根万物一躰、莫妄想定也、

天童如浄道元瑩山 嫡々相承今到光紹 花押

また、竜泰寺所蔵『仏家一大事夜話』には、「土地神」に

関する石屋派の長文の参を収録している。

△土地神ハ何ント仏法ヲバ守護シタソ、云、解会ノ出ヌ処ヲ守護シテ走、師云、其ノ心ヲ、云、徹底無心無念ノ時、本師本仏ニ落在シテ走、師云、土地神ハ一体ダカ、何ントテ三国ノ仏法ヲバ守護シタソ、云、空性空体カ神ノ本体ナ呈ニ、ドソコニ欠ルコトハ走ヌ、師云、其落居ヲ、云、無心無念ノ時神ノ和光ハ同塵ノ上ニモ現シテ走、師云、何ヲ喚テ神光トハナシタソ、云、本地ノ風光テ走、師云、本地ノ風光トハ、云、根本無明ノ本光テ走、意ヲ黒光ナリ、会得ノ出ヌ処ナリ、石屋和尚、竹居和尚問玉ウ、陀羅尼ハ理度ニ落ヌガ肝要テゴザアルガ、何トテ長クワ御ヨマセアルソ、屋ノ曰、一句道将来レ、居呈ノ云、曹洞宗守ル処テゴザサウナ、屋曰、猶モ細（ミ）蜜道（ミ）イ来レ、云、回互テ走、屋曰、二人ト伝受スルコトナカレ、居云、高声ニ誦ム用所アリヤ、師云、アリ、居云、是何用所ソ、師云、一句道将来、煩惱ノ夢ヲ覚ウカ為テ走、屋曰、仏家ニハ何ト見ウスソ、云、聞法結縁ノ為テ走、師云、八句陀羅尼煩惱消滅ノ、六賊煩惱ヲ除為、光明真言ハ自己ノ光明ヲ発スル咒、青面金剛咒ハ悪テ鬼神塵勞妄相ヲ除キ収ウ為メ、亦三尸ヲ開ウ為テ走、意ハ、庚申ノ本尊ナ呈ニ、彭候戸彭常戸明児戸ヲ去レバ我カ身本体へ、仏陀咒ハ万病消滅ノ咒、随求陀羅尼ハ諸願成就ノ咒へ、亦一切衆生成仏ノ咒へ、

この参で注目されるのは、まず第一にこの参の語が、特定の門派の祖の語として伝えられている点で、この『仏家一大

事夜話』の伝承の一端を物語っているのかもしれない、また、この土地護伽藍神の前で祈禱諷経する儀礼を前提として、そこで誦誦される陀羅尼の意義を明かすという形も取っており、他には見られない「参」として注目される。

四 「住吉明神五箇託宣」関係切紙

道元が日本の各神社の祭神に戒を伝えたとされる伝承を、対象をさらに大阪住吉神社に特定し、この祭神と関係を持ったことを内容とする切紙が「住吉明神五箇託宣」（「住吉五ヶ条切紙」ともいう）で、その内容は、道元が住吉明神に参詣の折、内陣より声があり、五種の機要が示されたというのである。この五箇条の内容そのものは、仏教を正直・忠孝・無事・善根・慈悲に約して、日常レベルで説示するためのヒントのようなもので、特別に神仏の関係の必然性を強調するものではない。また託宣と言っても、神より道元へ降された教えというよりは、道元によって住吉明神の内部を展開せしめたといった傾向の強いもので、ある種の道元による神人化度説話と考えてもよい。内容にそれほど異なるものは無いが、形式上で多少特徴的なものを三種類掲げておく。

永平道元和尚飯朝而

住吉明神江御参詣之時、從御内陣以微音五ヶ条之有託宣、

我無神跡、以正直為神跡、
我無智惠、以忠孝為智惠、
我無奇特、以無事為奇特、
我無道德、以善根為道德、
我無佛法、以慈悲為佛法、
于時寛永十七庚辰年(一六四〇)三月吉日
金竜山海眼院住持融山叟(印)(印)
代々相承而、今伝附英刹畢、

(三重県広泰寺所蔵)

〔住吉五箇条御託宣〕

古仏授心大事(略)
火滅之大事(略)

住吉五箇条 御託宣云、
第一、吾無神跡、以慈悲為神跡、第二、吾無智慧、次、
忠孝為智慧、第三、吾無奇特、次、無事為奇特、第四、
吾無道德、以正道為道德、第五、吾無佛法、以善根為
佛法、

此五ヶ条知識龜鑑也、常如此用心、即今宗門真大善知識也、是
一枚ノ紙可書也、

三通

右嫡々相承而到吾、々附汝

瑞竜準無文叟

愚謙長老

(印)(印)

(石川県永光寺所蔵)

道元禪師参詣之時

(端裏) 三輪明神

住吉大明神五ヶ条

永平道元和尚住吉大明神江御参詣之時、從御内陣有音声、御
託宣五ヶ条法、

無神跡、次正直為神跡、
無佛法、以慈悲為佛法、
無智慧、以忠孝為智慧、
無奇特、次無事為奇特、

三輪明神御託宣、禪門之秘訣、又住吉共云、

我無神跡、以慈悲為真跡、
我無奇特、以無度為奇特、

「正真ト異本ニ在之」

我無心、以無心為心、

「忠孝異本ニ在之」

我無道、以正直為道、

如是之神代大善識之秘訣也、以爰七仏以来至今伝授畢、

(京都市天寧寺所蔵)

これらのうち、永光寺所蔵、瑞竜寺無文良準(一六六五)
一七二八)所伝の切紙は、「古仏授心大事」「火滅之大事」とと
もに三通を一紙に書写すべきものとする旨の記載がある。そ
の三通に共通する特徴は見出せないが、恐らく参話としての
性格からくる共通性を有するものと考えられる。

また京都市天寧寺所蔵の切紙は、宝永二年(一七〇五)五
月書写にかかり、三輪明神とする伝承が存したことを伝える

資料で、他に見出し得ないものである。また五箇条と明記しながら四箇条しか記載が無いのは恐らく脱写とみられるが、異説を併せ掲げられている点で、他との校合の参考になる。

この外に、神社関係の切紙として知られているものに、皇位継承の象徴として伝来したとされる「三種神器」に関わるものがある。駒沢大学図書館所蔵の「山下の切紙集成」「室中切紙二」によれば、

三種神器切紙

神璽^{曲玉}、宝劍^{十握}、内侍所^{八咫鏡}、此三種神器即神之靈德也、於王法中、神璽ハ法身恩德、宝劍ハ解脱断德、内侍所ハ般若智德也、三器円満如三世伊字、若欠一則仏法不円、王法不平、神徳又不成、三即一（一）即三、不即不離、能鎮^三世界、偏界是一璽、偏界是一鏡、人々宝惜善^三護持^二矣、○或家有^二一本劍切紙、一本劍ノ図、一本劍參話、伊勢二字、三国相伝切紙等、併是後人私説、全非^三家伝、決不可信用也、

というものであり、一応仏教の側にひきつけて三種の神器を位置付けようとしているが、この種の切紙に古い伝承を有するものは見当らない。むしろ、末尾に、「併是後人説、全非^三宗伝、決不可信用也」とされるものとして、「伊勢二字」に関わる切紙を挙げているが、これの方に古い伝承を有するものが見られる。長野県竜洞院所蔵、補月寅佐所伝の「伊勢二

字切紙」（仮題）は、次のようなものである。

〔伊勢二字切紙〕

伊勢之二字ハ、伊トハ男也、勢トハ女也、勢ノ字ヲ人ト平生スルワ、凡力也、本来不変之日也、天ハ大日金剛界、地ハ胎藏界、陰陽ノ二ツ也、故ニ女人ヲバ三世諸仏道場、正法眼蔵涅槃妙心本位也、故提婆品曰、直女人^{スルニ}、非本来不二道理、云、悟故^ニ、女無價宝珠^ニ、云云、變成^ニ男子^ニ云ヘリ、其時無價宝珠、珠□、世界ドロノ海トハ女人腹末^ニ子宿^ニ云、アマノサロホマヲ以テ須弥ヲツキ崩^ツシテ世界トナルヲ淡路嶋トナス、天ノ氣ヲ云也、天神七代空中ニ有ツテ未^レ無^レ形、是母胎内ニ不^レ入^レ時、云也、父姪骨成^リ、母姪骨成^リ、二体合人トナル、母胸間ニ露如^レ宿^ニ荷葉、此時無^レ忘^レ心、是ヲ無相云、其後形出来如^ニ五湖、十日ト云ハ体顯、六根未形知、是无生ト云也、生時アマタノ理有^リ、上^レ樹口啣樹トハ、母ノチブサヲ含^ツ云、樹下トハ母ノ胎内ヲ出ルヲ云、故ニ樹上答ハ易ク樹下答ハ難シト云ハ、胎内ニ宿スルヲ指^ス云、樹上ハ母ノ胎内ニ云、樹下トハ胎内ヲ出テ寒熱ノ千万苦ヲ受クル云、露柱ト曰ハ胎内ニ、赤白和合端^的云也、是モ無心ノ一仏ナルガ故ニ、赤ブスマカブリトモ云、生ヲサシテ死ト云、所以者何、生レテ目前ノ苦受^テ死ト云、死スレバ活相也、生時キ三塗河ヲ渡ル、胸ノ中ニ三塗ノ河在^リ、左リノ脇ヨリ血水出^テ流ル、右ノ脇ヨリ濁水出^ツ、中間ヨリ水計^リ出ル也、是テ三塗河ト云也、三世諸仏モ一度目前此ノ本来不二ノ理ヲ知ル故ニ、悟レバ十方仏土中、迷エバ十方地獄、女人月水ト云モ、胸ノ中ニ黒蛇有^リ、五衰三熱ノ苦ヲ受テ流^レ間、月水ノサワリトナル□□皆真如理不^レ知^ニ其念、蛇ト云故ニ女人ヲ不成仏ト云リ、在時キハ諸仏道場ト説給、女人夏也、

丹必咄叟(印)

岩延宝丁巳年(一六七七) 仲夏吉辰

今附与寅佐畢

(長野県竜洞院所蔵)

ここでは、伊弉諾・伊弉冉二尊を伊・勢の二字に配し、その関係を通して男女の性格付けを行い、その上で中世社会で強固に伝えられ女人禁制・結界などの理論として機能した女人不浄の問題にまで言及している。

五 その他の神仏習合関係切紙

以下では、各種の神仏習合関係の切紙を紹介し、簡単なコメントを付することとする。

(1) へ仏布施之法

奉請過去七仏 五百文 機世歴代祖師五百文

奉請護法竜天善神、仏法棟深白山妙理大権現、伊勢天照皇大神宮、稻荷大明神、当山鎮守堂、境能化靈神、当山土地当山竜王等總五百文、

畢竟老貫五百文也

(駒沢大学図書館蔵『審切紙謄写』)

仏神の前に供える、恐らく覗金に相当するものに関する切紙と思われる。

(2) 続松之切紙大事之参得

一師云、一息截断引入時ハ眼依出カ、耳鼻依出共云、在共本性ハ出息入息風引入也、屈度引入カ心ノ入羊ダゾ、有共引入計デハ有間布ゾ、引入タラバ出様ガ有ルゾ、出タラバ納様ガ在ゾ、来時ニモ阿字息風、去時ニモ阿字息風、是レニ何ソノ隔在ゾ、唱ト出ヨリ何タル心デモ七日ハ不レ納ゾ、基ナラバ心ノ有処ヲ尋来、答云、北斗在成、北枕ニナラスト云ワ、此北斗エ送カタメ、七月過能風ト戯、父ノ入息風ニ乘母ノ蓮華ニ移也、知識ガ北向立ト云モ、此北斗ト示ガタメナリ、薄墨色ノ袈裟ヲ掛ト云ハ唐衣也、師云、明松云、学云、父陽テ走、師云、一円相ヲ揮ハ如何、学云、天地一枚走、炬ヲ前ニ急度豎タル心ハ世ヲ納走、喝ト抱タル心ハ、此世界生出タル心也、師云、引導有、云、学回云、内外テ走、父ノ陰ハ前衣生、母姪ハ後依下也、是ヲ桂内外共云也、母ノ胎内エ宿時、天ノ清依陽清トテ水ガ下、地清依清トテ火カ来、天地陰陽和合ノ時、虚空ノ風清カ来、火ト水ト風ト三ツガ合而母ノ胎エ下也、是ヲ教家デハ三尊来迎共云、此世界生時、母ベンソウノ頂依五色ノ水ガ下也、此水デ水戸ヲ開ナリ、時ヲ松ト云モ此水ヲマツナリ、法界デハ横雲イヌハシリニ在バ下也、心得大事、師云、天ノ二十八宿ヲ、学云、兼中デ走、師云、此心ヲ重、転来、学云、母胎内デ両足テ三光星ヲ踏ソロエテ、両手臆ノ下ニアテ、出息ガ二十也、是ヲ山王二十一社共云也、八宿ト云ハ八ノ統節也、人間ノ形、三十二相トハ手足ノ井ノ指、十二ノ大骨、帝釈天ト云モ悉白毫ノ星ニ現ス也、万事見聞、白毫ノ心得肝要也、爰ヲ悉悟入ハ願ベキ仏ナン、掃ベキ悪相ナン、一心一枚天地一体也、是ハ神道ノサハキ、一千七百則ヲ打破現、賤キ俗人ナドニ於見聞者、仏祖御罰可蒙者也、可秘々々、

(石川県永光寺所蔵)

葬送儀礼における下炬の仏事に用いる統松に関する口訣についての「参」で、神仏習合的切紙というよりは、あるいは中世陰陽道を反映した切紙といった方が正しいかもしれないが、山王神道との関係も見出せるのでここに掲げた。

(3)(端裏) 罰書亀鑑

罰書亀鑑 永平道元拜

奉報仏祖恩者也、

大日本国扶桑大小神祇、冥道別社総社、殊竜天白山之昭覧一不可回頭点惱、況忘語横難、今雖白癩黒癩、来世墮泥犁地獄、出当墮畜生道矣、如此輩得季不去年、得月不月、出得日不去日死却者也、

仍悉達如件

昔仁治元年庚子三月念八日 入宋沙門道元在判

今元和八戌(一六二二) 八月廿八日 (明庵)(東察)(印)(印)

授与嬖良老納畢

(石川県永光寺所蔵)

切紙というよりは、形態的には「起請文」であることは明らかである。これを忘(妄)語の亀鑑として宗門の宗旨の中に取り込んだ点において、極めて珍らしいものであるが、切紙の例としてはこれだけで、他に類例を見ない。切紙としては普遍化しなかった一例と言ってよい。

中世曹洞宗切紙の分類試論(二十二) (石川)

(4)(端裏)

摩利支天印形大夏
兵法九字之大夏

兵法九字之大事

独古之印

大金剛輪之印

外獅子之印

内獅子之印

外縛之印

外縛之印

無所至之印

智劔之印

宝瓶之印

次不動劔之印口伝

前

摩利支天陰形大事

宝瓶之印口伝

唵阿日夜摩利支曳娑婆訶

拍掌

達羅吽囉吒

彈指

摩訶吽々々々

承応二癸巳歲(一六五三) 二月七日

長良伝
月山

(石川県承光寺所蔵)

「九字」は災害をはらい勝利を得るために、臨・兵・闘・

者・皆・陳・列・在・前の九字を唱え、四縦五横の直線を空中に画する道教起源の咒法のことであるが、中世曹洞宗は、山伏修験なども極めて近い関係を持っていたので、そうした歴史的経緯から宗門の切紙としても伝承されることになったものと思われる。

「摩利支天」も隠形術によって除災障難を行う密法の中尊となる菩薩で、中世では武人の守護神とされたので、「兵法九字」とともに、そうした要請に応ずるものであった可能性が大きい。

(5)「阿字本不生大事」

『此図、得心之人者、八方通達衲僧也、三身円満之如来也、畢竟阿字本不生之大夏、阿部曇胎藏之種子、可秘々々、東西南北四方之角、添而八方八葉之蓮華也、是竜天護法善神与同也、黒面為陰、赤梵字之面為陽、八平之意之字、摩頂守護之仏手与爰本意之手与云也、総空乾坤宇宙其儘之竜天善神之形相也、万法護法善神也、頭々本位仏体也、故我為法王於自在与仏説者、此一大夏因縁、秘法云也、本尊添置而大夏也、妙不思議不可説之図形也、如是能々可秘可秘、空堅々々、胎金両部之參禪、能々可秘、

五点具足五形之參禪、類則数多有之、

東	修心
南	修行
西	菩薩
北	涅槃

千時元和戊午年 (一六一八) 極月吉日

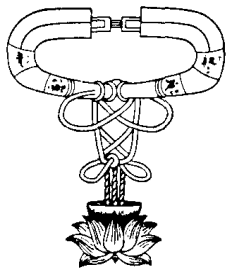
沙門篤道

(神奈川縣香林寺所藏)

「兵法九字」などとともに真言密教から取りこまれた一切法教の根本とされる「阿字」を、曹洞宗の護法神である「竜天善神」の種子とし、これを禪的に位置付けたものである。

(6) (端裏) 三藏法師之緒切紙
天竺 名二本釈懸、三藏法師用大般若経箱之緒也、唐土 名二別釈懸樹、善道和尚用大乘妙典箱之緒也、日本伊勢天照大神御銚緒也、熊野権現渡給也、

如米	如米	如米
黒色	大日	黄也
黄也	葉師	青也



僧宝	神繩	連釈	日本	星曜菩薩
法宝	善繩	別釈	唐土	月光菩薩
仏宝	経繩	本釈	天竺	日光菩薩

上品	明王
中品	菩薩
下品	菩薩

行基菩薩、日本六十六箇国法華妙典納給時箱緒也、行基菩薩者、仁王四拾二代文武天皇御宇也、熊野権現仁王四十四代仁明

天王御宇渡給也、

源懸元年八月廿八日 寅一天、紀伊国台、郡酉米田口神哉移緒也、

千時寛永貳甲丑年（一六二五）四月吉日

嬖良書之（花押）

（石川県永光寺所蔵）

玄奘三蔵がインドより大蔵經を將來する際に、經典を納めた箱の緒にしたものを、天照大神や熊野権現の御銚の緒に用いるに至った経緯を切紙としたもので、経卷等を収納する箱の緒にも宗旨の意味付けをしようとしたものである。

六、おわりに

切紙資料における神仏習合関係の記載は以上に尽るものではなく、これまで紹介してきたものの中にも多数見出される。これらをすべてここで再録することは控えたが、むしろ「三種神器」や「住吉明神五箇託宣」といった。直接的に神仏を結びつけるような切紙類よりは、神仏習合的思潮がどのように宗門の宗旨の中に取り込まれたかを追求するのが、対神道にどのように宗門僧侶が対峙したかを探るためには有効かもしれないが、これらの問題については別の機会に触れることとし、今回はこの種の資料の紹介にとどめておく。

注

(1) この場合の「神」は、伝統的な神社神道ばかりでなく、靈山信仰などの民俗神道までも視野に入れた意味での、広い意味の「神」と「仏」の関係として捉えておきたい。

(2) 一般に親鸞の教学の特色として「神祇不拝」ということが言われるが、中世に異常な発展を示して、日本寺院の半分近くを門末化したとされる真宗本願寺教団についても、本願寺という頂点から下降的に語られるのではなく、それを迎え容れた村落居住民の立場からの考察が堅持されなければならないとする井上鋭夫氏の主張（『一向一揆の研究』へ一九六八年三月、吉川弘文館刊）『山の民川の民』へ一九八一年二月、平凡社刊）等も、この点に留意されたものである。事実、指摘されるように、親鸞（一一七三～一二六三）の子である善鸞や孫の唯善に象徴的に見られる修験的要素が、中世における真宗展開の大きな要素であり、晩年の親鸞教学の中にもすでに、たとえば『浄土和讃』の中で、「南無阿弥陀仏をとなふれば／梵天・帝釈帰敬す／諸天善神ことごとく／よるひるつねにまもるなり」とあるように、神祇信仰に対する強い意識がみられる。中世浄土真宗の神祇観については、柏原祐泉「中世真宗における神祇観の推移——談義本を中心に——」（『日本仏教』六十・六十一合併号、一九八四年八月）参照。この神祇信仰に最も強い関心を示し、民衆宗教としての教義を確立したのは日蓮宗であり、その立場もすでに日蓮（一二一二～一二八二）自身において殆んど確立していた（村山修一『本地垂迹』一九七四年六月、吉川弘文館刊、一九一頁参照）。

中世曹洞宗切紙の分類試論(二十二) (石川)

(3) 拙稿「中世曹洞宗切紙の分類試論(二十一)——咒術・祈禱関係を中必として——」(『駒沢大学仏教学部研究紀要』第五十一号、一九九三年三月)照参。

(4) この課題については、すでに拙稿「中世禅宗と神仏習合——特に禅宗の地方的展開と切紙資料を中心にして——」(『日本仏教』六十・六十一合併号、一九八四年八月)において、一部紹介済みである。

(5) 拙稿「中世曹洞宗切紙の分類試論(六)——行履物関係を中心として——」(『駒沢大学仏教学部論集』第十六号、一九八五年十月)参照。

(平成五年度文部省科学研究費一般研究Cによる研究成果の一部)